

県北地域の餅米生産加工農家である申立人について、直接請求において出荷停止により廃棄した餅米の財物損害について賠償されたところ、これに加え、餅米を加工して販売することにより見込まれた収益分（逸失利益）についても賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

営業損害 金272,872円

#### 2 期間

自 平成24年3月1日

至 平成24年10月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項の損害項目及び損害期間についての和解金として、金272,872円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項所定の期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務のないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月6日

（仲介委員 高木佳子）